

マイナンバーカードの

申請方法は下記の3種類

# 申請から受取りまで

## 1. 申請

### 郵送による申請

交付申請書(通知カードと同封されています。)に必要事項を記入・押印し、顔写真を貼り付けます。

送信用封筒に入れて、郵便ポストに投函。

<送付先>  
〒219-8650  
日本郵便株式会社川崎東郵便局  
郵便私書箱第2号  
地方公共団体情報システム機構  
個人番号カード交付申請書  
受付センター宛

### スマートフォンによる申請

スマートフォンのカメラで顔写真を撮影します。

交付申請書のQRコードを読み込み、申請用WEBサイトにアクセス。画面にしたがって必要事項を入力の上、顔写真を添付し送信。



### 窓口による申請代行サービス

窓口においていただき、写真撮影を含めたカード申請を自治体職員が代行します。

詳しくは、お住まいの市町村までお問合せください。

便利で簡単な申請代行サービスをご利用ください！

## 2. カードの受取り予約 ※ご案内を郵送します。

マイナンバーカードができると自治体から申請者ご本人宛に「マイナンバーカードを受け取る方へ」を郵送しますので、電話で受取日を予約してください。

## 3. カードの受取り

◎ 予約していただいた日時に、原則、ご本人がおいでください。

※15歳未満の方・成年被後見人の方は、ご本人の他に保護者などの法定代理人も一緒においでください。

※ご本人が病気、身体の障がい、その他やむを得ない理由により、窓口においていただくことが難しい場合はご相談ください。

◎ カードの交付は、30分程度の時間がかかります。また、持参していただくものに不足があると、再度予約の取り直しとなりますので、ご注意ください。

◎ 持参していただくもの

① 個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書（はがき）

② 個人番号通知カード

③ 住居基本台帳カード

④ 本人確認書類

1. 「運転免許証などの顔写真付き公的証明書 1点」

2. 「保険証と年金証書の2点」、「保険証と児童扶養手当証書などの2点」のいずれか

⑤ 個人番号カード独自利用申請書（自治体の独自サービスを希望される方）



初回の手数料は無料です！  
再発行は、通知カード500円  
マイナンバーカード1,000円です。

2018年12月  
December

# 暮らしのカレンダー

1日 ±		23日 ☽	・天皇誕生日
2日 ☽	・粗大ごみ (上志賀・久志・中志賀・下志賀・小池)	24日 月	・振替休日
3日 月		25日 火	・後期高齢者医療保険料 第6期分納期限
4日 火	・人権相談・行政相談・心配ごと相談 合同相談所(ふれあいセンター) 時間:13時~16時	26日 水	・資源ごみ
5日 水	・複雑ごみ	27日 木	
6日 木		28日 金	・国民健康保険税 第7期分納期限 ・介護保険料 第5期分納期限
7日 金		29日 ±	
8日 ±		30日 ☽	
9日 ☽	・粗大ごみ (谷口・小中・高家)	31日 月	
10日 月			
11日 火	・子育て広場 (ふれあいセンター) 時間:9時30分~11時		
12日 水	・資源ごみ		
		13日 木	・2歳児健診 (ふれあいセンター) 対象:H28年4月~6月生 受付:13時~13時50分
		14日 金	
		15日 ±	
		16日 ☽	
		17日 月	
		18日 火	・運動教室 (中央公民館) 時間:13時30分~15時 ・おはなしの会 (中央公民館) 時間:10時~
		19日 水	・小型プラスチックごみ
		20日 木	
		21日 金	
		22日 ±	

※気象警報等が発表された時は、中止または延期になる場合があります。

【広告】町収入の一部とするため、有料広告を掲載しています。

# 町内、サークル・クラブ名鑑

町内で活躍されている団体をご紹介します。



着物着装教室

## 着物は日本の伝統文化です

着物着装教室は、毎年5回のコースで行われており、中央公民館和室で着物を着付けたり、お花見や観劇に実際に着物を着て参加する課外活動を行っています。教室では、着付け方を学べるだけでなく、着物を通して美しい所作を身につけることが出来ます。

講師の志賀文子さんは、「着物は日本人に似合う装いであり、長い間受け継がれてきた日本の伝統文化です。この文化を途絶えないようにするために、一人でも多くの人に普及できればと思っています。」と話してくれました。

### TOWN information

#### 町の人口と世帯

平成30年10月31日現在	
人口	7,918人 [+1]
男	3,818人 [+3]
女	4,100人 [-2]
世帯数	3,131戸 [+6]

**日高町民憲章**

人が町をつくり  
町がひとをつくる

- ― 恵まれた自然を大切にし、快適で住みよい町をつくりまします
- ― 歴史と伝統を愛し、心豊かな町をつくりまします
- ― スポーツを楽しみ、健康で明るい町をつくりまします
- ― 知恵を出し、汗を流し、活力ある町をつくりまします
- ― 故郷に誇りを持ち、ふれあいを大切にする町をつくりまします